

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年10月13日（金）第456号



鹿児島県

発行 鹿児島県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

条 例

- 地域振興局及び支庁設置条例の一部を改正する条例（※） (人事課取扱い) 1
- 鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例（※） (財政課取扱い) 1

条 例

地域振興局及び支庁設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第44号

地域振興局及び支庁設置条例の一部を改正する条例

地域振興局及び支庁設置条例（平成18年鹿児島県条例第75号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表南薩地域振興局の項位置の欄中「南さつま市」を「南九州市」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年10月13日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県条例第45号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1くらし保健福祉部の表7の項の(2)中「又は第3条の3第1項」を「, 第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。